

市第44号議案

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の特
例に関する条例の制定

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の特例に関する
条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 25 日提出

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平 原 敏 英

横浜市条例（番号）

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の特
例に関する条例

令和 7 年 8 月 30 日において市長の職にあった者の同日を含む任期
に係る退職手当は、横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する
条例（昭和31年 8 月横浜市条例第25号）第 2 条第 1 項及び第 9 条第
1 項の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 9 月 8 日（以下「
退職日」という。）から適用する。

（この条例の失効）

- 2 この条例は、退職日から起算して 5 年を経過した日に、その効
力を失う。

提 案 理 由

令和 7 年 8 月 30 日において市長の職にあった者の退職手当を支給

しないこととするため、横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の特例に関する条例を制定したいので提案する。